

岐阜県コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱

第1 目的

この要綱は、コインオペレーションクリーニング営業について、施設の構造設備等及び衛生管理並びにその適正な利用方法等の周知に関し必要な事項を定めることにより、施設の適切な管理運営を図り、もって公衆衛生の維持及び向上に資することを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において「コインオペレーションクリーニング営業」とは、洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備を設け、業としてこれを公衆に利用させる営業をいう。
- 2 この要綱において「営業者」とは、コインオペレーションクリーニング営業を営む者をいう。
- 3 この要綱において「営業施設」とは、営業者がコインオペレーションクリーニング営業を営むために設ける施設をいう。

第3 構造設備等の基準

営業施設の構造設備等は、次に掲げる各事項に適合するものでなければならない。

- 1 施設は、隔壁等により外部と区分され、かつ、外部から見通しの容易な構造であり、他の営業施設及び居住施設等と区画されていること。
- 2 施設は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び附帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。

この場合、施設の床面積（Q）は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数（n）に応じ、次式により算出した面積（㎡）以上であることが望ましい。

$$Q（㎡）＝ 5.5 ＋ 1.2n$$

- 3 施設は、採光、照明及び換気が十分行える構造であること。
- 4 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。
- 5 施設内の床面及び腰張りは、不浸透性材料を使用したものであること。
また、床面は排水のための適当なこう配及び排水口を有し、清掃が容易に行える構造であること。
- 6 施設内には、流水式手洗設備を備えること。
- 7 施設は、ねずみ、衛生害虫の侵入を防ぐ構造であること。
- 8 水洗いにより洗濯する機械（乾燥機の効用をも有するものを含む。以下「ランドリー用洗濯機」という。）を設置する施設には、60℃以上の温湯が得られる設備を備えることが望ましいこと。
- 9 有機溶剤を用いて洗濯する機械（乾燥機の効用をも有するものを含む。以下「ドライクリーニング用洗濯機」という。）を設置する施設は、次によること。
 - (1) ドライクリーニング用洗濯機は、密閉式のものであること。
 - (2) 当該機械に気化溶剤の冷却回収装置が付属されている場合を除き、有機溶剤回収装置を付設すること。
 - (3) 施設内の適正な位置に、全体換気設備又は局所排気設備を備えることとし、周辺に及ぼす影響

についても十分配慮すること。

- (4) 乾燥機の効用を有しないドライクリーニング用洗濯機で、テトラクロロエチレン又は 1,1,1-トリクロロエタン（以下「テトラクロロエチレン等」という。）を使用するものは、設置しないこと。
- 10 乾燥機の効用を有するドライクリーニング用洗濯機で、テトラクロロエチレン等を使用するもの（以下「テトラクロロエチレン等使用のドライクリーニング用洗濯機」という。）を設置する施設は、次によること。
 - (1) テトラクロロエチレン等使用のドライクリーニング用洗濯機から排出する排液中のテトラクロロエチレン等を適切に除去することができる排液処理装置を設置すること。
 - (2) テトラクロロエチレン等使用のドライクリーニング用洗濯機には、有機溶剤回収装置として活性炭吸着式回収装置等を設置すること。
 - (3) テトラクロロエチレン等を取扱う設備等の周囲には、事故等によりテトラクロロエチレン等が広がらないよう、防液堤、側溝、ためますを設置すること。
- 11 施設内に便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区隔されていること。
- 12 施設内に食品の自動販売機等直接洗濯に関係のない機器等を備える場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区隔されていること。
- 13 施設内には、廃棄物等を入れる専用の容器を備えること。
- 14 有機溶剤を保管する場合は、施錠できる専用の保管庫を備えること。

第4 管理運営の基準

営業者は、次に定めるところにより、営業施設を衛生的に管理させるため、衛生管理責任者等を定めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

1 衛生管理責任者等の選任

- (1) 施設及び設備を衛生的に管理させるため、各施設ごとに衛生管理責任者を定めること。
- (2) 衛生管理責任者は、当該施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。
- (3) 衛生管理責任者は、施設及び設備の衛生確保に必要な措置を講ずるとともに、利用者に対し、第5の1及び2に掲げる事項に関し、適切な指導助言を行うこと。
- (4) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、有機溶剤の性質及び取扱い等に関する知識技能を有する者を有機溶剤管理責任者（衛生管理責任者がこれを兼ねることは差し支えない。）として定め、洗濯機中の溶剤の調整、気化溶剤の漏出防止の点検等有機溶剤の管理及び施設環境の適正な維持の業務を行わせること。
- (5) 衛生管理責任者の氏名及び連絡先を施設内の見やすい場所に掲示し、利用者の要請に速やかに対応できる体制を整えておくこと。

2 講ずべき措置

- (1) 施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ、施設又は設備の補修を行う等衛生上支障のないようにすること。
- (2) 施設内外は、常に排水が良好に行われるように保持すること。

- (3) 施設内外は、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。
- (4) 営業中の施設は、採光・照明を十分にし、常に適正な照度維持に努めること。この場合、各作業面の照度は、300ルクス以上であることが望ましいこと。
- (5) 営業中の施設内は、換気を十分にすること。
この場合、CO₂濃度が1,000ppm以下で、かつ、CO濃度が10ppm以下であることが望ましいこと。
- (6) 換気設備は、適宜点検及び清掃を行うこと。
- (7) 洗濯機、乾燥機等の機械設備は、常に保守点検を行い、正常に作動するよう整備しておくこと。
- (8) 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯ものが接触する部分及び洗濯機、乾燥機等のふた、扉のとっ手等の利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄又は清掃を行い、適宜、塩素剤、界面活性剤等の消毒液を利用して消毒を行うこと。
- (9) 洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は、適宜取り外して、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。
- (10) 清掃用具及び消毒薬品は、専用の場所又は容器に保管すること。
- (11) 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること（適正な乾燥温度は、衣類等の種類及び素材によって異なるが、一般的には60℃以上であることが望ましい。）。
- (12) 手洗い設備及びランドリー用洗濯機の用水は、清浄なものであること（水道法に基づく水質基準に適合する水であることが望ましい。）。
- (13) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、次の措置を講じること。
 - ア ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、洗浄効果を保持するため、常に洗浄濃度等を適正に調整すること。
 - イ 溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、反復使用により吸着・除去能力が低下するので、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。
 - ウ 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に納め、適正に処理すること。
 - エ ドライクリーニング用洗濯機から有機溶剤が漏出することがないように、常に点検整備すること。
特に、洗濯物の出し入れ口の扉のパッキング部分からの漏出について、十分留意すること。
 - オ 営業中は、気化した有機溶剤の戸外への適正な排出又は回収に努めること。
 - カ 有機溶剤は、必ず密閉容器に入れた上で、専用の保管庫に保管し、施錠しておくとともに、その保管及び取扱いに当たっては、安全衛生に十分留意すること。
 - キ 排液処理装置から排出されるテトラクロロエチレン及び1,1,1-トリクロロエタンの排液の管理基準濃度は、それぞれ0.1mg/L以下及び3mg/L以下とすること。
 - ク テトラクロロエチレン等を使用する場合は、排液処理装置等の保守点検及び排液の濃度測定を定期的実施し、その結果を保存すること。

第5 利用方法等の周知

営業者は、営業施設の利用方法等について、次に掲げる事項を施設内の見やすい場所に掲示して、利用者に周知させるよう努めなければならない。

1 利用上必要な事項

- (1) 洗濯機、乾燥機、給湯設備等の使用方法等に関すること。
- (2) 衣料等被洗物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否及び洗濯又は乾燥に当たっての留意等に関すること。
- (3) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設にあつては、使用有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用その他ドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意等に関すること。

2 施設及び設備の汚損防止等に関する事項

- (1) 洗濯前後の手指の洗浄等に関すること。
- (2) 施設及び設備の汚損防止に関すること。
- (3) 伝染性の疾病に罹患した者又はこれに接触した者が使用した衣類等の洗濯の禁止に関すること。
- (4) し尿の付着したおむつ、運動靴、動物の敷物等の洗濯の禁止に関すること。（これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。この場合は、その旨を記載すること。）。
- (5) その他施設の衛生保持及び安全確保のために利用者に協力要請すべき事項に関すること。

第6 利用者の遵守事項

利用者は、第5に定める掲示事項を遵守するとともに、設備等の異常又は故障等が生じたときは、速やかに衛生管理責任者等に連絡すること。

第7 営業施設の届出

- 1 営業施設を開設しようとする者は、あらかじめ営業施設開設届（別記第1号様式）を営業施設の所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に提出すること。
- 2 前項の規定により届出した事項に変更が生じたとき、又は営業施設を廃止したときは、速やかに変更届（別記第2号様式）又は廃止届（別記第3号様式）を保健所長に提出すること。

第8 協議

テトラクロロエチレン等使用のドライクリーニング用洗濯機を設置しようとする者は、開設届出又は変更届出を行う前に、施設の構造等について事前協議書（別記第4号様式）により保健所長に協議すること。

第9 立入検査及び指導

保健所長は、営業施設の立入検査を行い、構造設備等の基準及び管理運営の基準等に適合しないと認めるときは、営業者に対して必要な措置を講ずるよう指導することができ

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(参 考 資 料)

要綱第5（利用方法等の周知）に定める掲示事項

1 一般的事項の記載例

- (1) 施設や設備を汚したり、傷つけたりしないようにしましょう。
- (2) 洗たくの前後に手を洗いましょう。
- (3) 洗濯機、乾燥機（給湯機）は、使用方法をよく読み、正しく使いましょう。
- (4) 伝染病にかかっている人や、その人の触れた人が使用した衣類、タオル、シーツなどは、洗たくしないで下さい。
- (5) し尿のついたおむつや下着、くつ、動物の敷物などは、洗たくしないで下さい。
【注】専用の洗たく機を設置した場合は、その旨を表示すること。
- (6) 洗たく機、乾燥機の使用中は、その場を離れないで下さい。
- (7) 洗たく機の使用後は、出し入れのフタは必ず閉じて下さい。
また、乾燥後は、洗たく物をよく冷ましてから持ち帰りましょう。（ドライ機の場合）
- (8) この施設についての問合せ、設備の故障などは、下記へ連絡して下さい。

衛生管理責任者

氏 名

電 話

2 機械設備に関する事項

- (1) 洗たく機の使用方法及び注意事項に関すること。
 - ア 操作方法（始動・中断の操作、漂白剤の使用、温湯の使用方法等）
 - イ 洗たく物の種類に応じた洗たくの量
 - ウ 洗たく物の種類、素材に応じた洗たくの可否
 - エ 所要時間
 - オ 使用溶剤（ドライ機の場合）
- (2) 乾燥機の使用方法及び注意事項に関すること。
 - ア 操作方法（始動・中断の操作、温度調節等）
 - イ 洗たく物の種類に応じた乾燥の量
 - ウ 洗たく物の種類、素材に応じた乾燥の温度又は乾燥の可否
 - エ 所要時間
 - オ 回転ドラム等高温部位の接触についての注意